

# ① その他情報



## 農業

問 農林課農業振興係 ☎52-0818

補助	概要	対象	補助率・上限
新規就農者機械等導入事業補助金	新たに市内で就農する際の農業機械、器具等の購入に要する経費を、予算の範囲内で補助金を交付します。	次のいずれにも該当する市内の65歳未満の方 ①認定新規就農者、農業後継者又は定年帰農者 ②県の新規就農里親制度等の研修を修了した方	●補助率 1/2以内 ●上限 100万円 (ただし、農業後継者及び定年帰農者は50万円) ※補助金の交付は2年度に限りです。
農業用機械導入事業補助金	人・農地プランに位置付けられている市内の農業者又は農業者団体のうち、経営面積又は受託面積が5ha以上の場合、農業用機械の取得に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。	市内の農業者又は農業者団体 ※耐用年数が7年以上の農業用機械が対象で、自動車等汎用性の高いものや加工に係るものは対象外となります。	●補助率 3/10以内 ●上限 100万円
果樹園整備促進事業補助金	果樹棚の新設・更新及びぶどうの栽培のために、新たに設置する雨よけ設備の導入に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。	市内の農業者又は農業者団体	●補助率 ぶどう棚：新設2/3以内、更新1/2以内 他果樹棚：新設1/3以内、更新1/4以内 雨よけ：1/3以内 ●上限 果樹棚：個人150万円、団体50万円 雨よけ：個人100万円、団体50万円
優良果樹苗木導入事業補助金	右記対象団体が次のいずれかに該当する市内の農業者に指導するための果樹品種（ナイヤガラは除く）の苗木の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。 ①果樹共済又は農業経営収入保険に加入している、補助金の交付後3年間引き続き加入することが見込まれる者 ②新たに果樹栽培に従事した者	JA、市内のワイナリー、市内に営業所のある法人	●補助率 1/2以内 ●上限 50万円 (JAの場合は、指導する農業者1人当たり50万円)
防葉ネット設置事業補助金	農業飛散防止ネットの設置経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。	市内の農業者又は農業者団体	●補助率 1/2以内 ●上限 25万円
農作物自給率向上事業補助金	〈農地再生支援〉 市内の遊休荒廃農地の解消を図るため、遊休荒廃農地の再生利用に取り組む農業者等に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。	市内の農業者又は農業者団体	●補助率 1/2以内 ●上限 8万円/10a
	〈畑作物作付〉 販売を目的として実施する作物（麦、大豆、そば、なたね）の生産に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。	市内の農業者又は農業者団体 ※認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織を除く	●上限 麦：4,800円/50kg 大豆：9,100円/60kg そば：10,500円/45kg なたね：6,500円/60kg
農作物被害防止事業補助金	鳥獣による農作物の被害を防止するために、設置する電気牧柵及び防護ネットの導入に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。	市内の農業者	●補助率 個人：1/2以内 共同：2/3以内 ●上限 個人：10万円 共同：20万円

## 勤労者福祉

問 産業政策課 ☎52-0871

### 勤労者福祉資金融資制度

問 産業政策課産業政策係

市では、勤労者の方へ長野県労働金庫を窓口到低金利な融資をあっせんしています。

#### ■対象となる方

市内に1年以上居住し、市税を完納している方で、かつ、以下のいずれかに該当する方

- 一般財団法人塩尻筑南勤労者福祉サービスセンターの会員
- 労働金庫の構成員である労働組合に加入している勤労者

#### ■融資限度額

300万円

#### ■資金使途

- 自動車購入費、住宅資金、教育資金、物品購入費、医療費、冠婚葬祭費
- ※ただし、旅行資金、投資又は投機資金、転貸のための資金を除く。

#### ■貸付期間

10年以内

#### ■融資申込先

長野県労働金庫塩尻支店

住所：塩尻市大門六番町3-13 ☎53-5588

営業時間：月～金曜日 午前9時から午後3時まで

※申込み及び金利等の詳細については長野県労働金庫塩尻支店へお問い合わせください。

## 選挙

問 選挙管理委員会事務局 ☎52-0280

### 選挙権・被選挙権

#### ■選挙権

国会議員や地方公共団体の議員や長を選挙で選ぶことのできる権利で、要件は次のとおりです。

選挙の種類	備えていなければならない条件
衆議院議員 参議院議員	日本国民で満18歳以上であること
長野県知事 長野県議会議員	日本国民で満18歳以上であり、引き続き3か月以上長野県内の同一の市町村に住所のある者（前記の人が長野県内の他の市町村に住所を移し、引き続き住所を有する者を含む）
塩尻市長 塩尻市議会議員	日本国民で満18歳以上であり、引き続き3か月以上塩尻市に住所のある者

#### ■被選挙権

選挙に出て国会議員や地方公共団体の長や議員に就くことができる権利で、要件は次のとおりです。

選挙の種類	備えていなければならない条件
衆議院議員	日本国民で満25歳以上であること
参議院議員	日本国民で満30歳以上であること
長野県知事	日本国民で満30歳以上であること
長野県議会議員	日本国民で満25歳以上であり、長野県議会議員の選挙権を持っていること
塩尻市長	日本国民で満25歳以上であること
塩尻市議会議員	日本国民で満25歳以上であり、塩尻市議会議員の選挙権を持っていること

### 期日前投票・不在者投票のご案内

#### ■期日前投票

選挙は、選挙期日（投票日）に投票所において投票することを原則としていますが、仕事や旅行・レジャー・冠婚葬祭等の用務があるなど一定の理由に該当する場合は、選挙期日の前であっても選挙管理委員会が設けた「期日前投票所」において期日前投票を行うことができます。

#### ■不在者投票

仕事や旅行などで、選挙期間中、塩尻市以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。また、指定病院等に入院等している方などは、その施設内で不在者投票ができます。

#### ■郵便による不在者投票

身体に重度の障害をお持ちの方が、投票用紙等を塩尻市選挙管理委員会に請求し、交付された投票用紙に自宅等で記載し、これを郵便で選挙管理委員会に送付し投票する方法です。予め、選挙管理委員会に登録が必要です。

## 寄附禁止

政治家（公職の候補者、公職の候補者になろうとする者及び現職にある者）が、選挙区内の人や団体に対して、寄附をすることは公職選挙法で禁止されています。また、誰でも政治家に寄附をするよう勧めたり、求めることも禁じられています。

## 議会

問 議会事務局 ☎52-0706

## 市議会のしくみ

市議会には、年4回（3月・6月・9月・12月）定期的で開催される「定例会」と、必要に応じて開催される「臨時会」があります。会期中には本会議や委員会を開催します。

### ■本会議

本会議は、市長又は議員が提出した議案等を審議し、議会の最終的意思を決定する重要な会議です。また、この本会議では、市政全般について質問する**代表質問・一般質問**が行われます。

- 代表質問は、2人以上の所属議員を有する会派の代表が12月定例会に行います（一般選挙後最初の定例会でも行います）。質問時間と答弁時間を合わせた総体の持ち時間は【基礎時間30分+（会派議員数-1）×5分】×2.5を5分単位で切り上げた時間以内です。同じ会派に所属する議員が、質問時間の範囲内で関連質問を行うことが認められています。
- 一般質問は毎定例会に希望する議員が行います。1名あたりの質問時間と答弁時間を合わせた総体の持ち時間は75分以内です。人数に制限はありません。

### ■常任委員会

市議会で審議する議案等は、年々複雑化しています。そこですべての議案等を全議員で審議するより、対象分野をいくつかの委員会に分け、専門的な審査・調査を行うために常任委員会を設置しています。本議会では、議員は総務産業常任委員会・社会文教常任委員会のうちいずれかの常任委員会に所属し、全議員が予算決算常任委員会に所属しています。

### ■特別委員会

必要に応じ、特定の事件を審査するため、議会の議決により設置される委員会です。設置目的の案件の審査が終了すれば、委員会の任務も終了します。

## 市議会の役割等

市議会は、塩尻市として決定しなければならない様々な問題に対し、市民の代表として意思決定を行う機関（議決機関）です。市長から提案された条例や予算などの議案を審議したり、市長に代表される執行機関と対等の立場に立って、市政が適正に運営されているか、幅広い視点からチェックをしています。

### ■市議会議員・定数

議員は、4年毎に市民の皆さんの直接選挙によって選ばれます。

塩尻市議会の議員定数は18人です（「塩尻市議会の議員の定数に関する条例」により定められています。）。

### ■市議会議長・副議長

議長、副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。議長は、会議（定例会・臨時会）の議事の整理や議場の秩序を保ち、審議を円滑に進める役割を担います。また、対外的には議会を代表する重要な役目を持っています。副議長は、議長が欠けたとき、不在のときに議長の代理を務めます。

# 情報公開制度

問 総務人事課 ☎52-0280

情報公開制度は、市が保有している情報を公開することにより、一層公正で開かれた市政の実現を図り、市に対する市民の皆さんの理解と信頼を更に深めていただくための制度です。

市では、広報しおじり、ホームページなどを通じて、市政の情報をできる限り市民の皆さんにお知らせしていますが、開かれた市政の実現のためには、市からの一方的な情報提供ばかりでなく、市民の皆さんの請求に基づき、市政の情報を公開していく必要があります。

そこで、市では、保有している市政の情報について、その公開方法などの具体的なルールを定め、市民の皆さんに公開しています。

## ■公開請求ができる方

どなたでも公開請求することができます。

## ■公開の対象となる情報

平成9年4月1日以降に、市の職員が職務上作成し、又は取得した情報（文書、図画、フィルム、磁気テープなど）が公開の対象です。ただし、旧檜川村の職員が職務上作成し、又は取得した情報は、平成12年4月1日以降のものが対象となります。

## ■公開してはならない情報・

### 公開しないことができる情報

情報公開制度では、市が保有している情報のすべてを公開することが原則ですが、個人のプライバシーの保護などのため、次のような公開できない情報もあります。

#### ●公開してはならない情報

- 個人に関する情報
- 法令等により公開することができないとされている情報
- 公開しないことができる情報
- 法人等に関する情報で、公開することによりその法人等の利益を害するもの
- 市の意思形成過程に関する情報で、公開することにより著しい支障が生じるもの
- 附属機関等に関する情報で、公開することにより著しい支障が生じるもの
- 事務事業の執行に関する情報で、公開することにより著しい支障が生じるもの
- 国等との協力関係に関する情報で、公開することにより著しい支障が生じるもの
- 公開することで人の生命等の保護に支障が生じる情報

## ■個人情報保護制度

個人情報保護制度は、個人情報の取扱いについての基本的な事項を定めることにより、市民の皆さんのプライバシーを保護するものです。情報化社会の進展により、市をはじめ様々な社会分野において個人情報が集められ、利用されているのが実態です。そこで、市では、市が収集する個人情報の範囲やその取扱いなどについての具体的なルールを定めるとともに、個人の情報をその本人の請求に応じて開示しています。



# 地域振興バス すてっぷくんの運行

問 都市計画課計画係 ☎52-0280 / 課直通 ☎52-0689

## 運行状況

地域振興バスは、塩尻駅を発着点として市内を10路線で運行しています。天候や道路状況により遅延となる場合があります。また、それにより他の路線との乗り継ぎができない場合もありますのでご了承ください。

## 料金

一律（大人・小学生以上の子ども）1回100円又は回数券1枚です。降車時にお支払いください。バス車内には両替機がございませんので、つり銭のないようお願いいたします。

## 運休日

●日曜日、祝日、その他法律に定められた休日及び  
12月30日～1月3日

一部路線については、日曜日、祝日、その他法律に定められた休日にも運行しますので、路線ごとの時刻表でご確認ください。その他、工事や天候、道路状況等により迂回・運休となる場合がございますので、バス車内やバス停に掲示される告知文又は市ホームページの迂回情報で確認するか都市計画課計画係へお問い合わせください。



## 路線

片丘線 (広丘駅経由コース)	片丘方面／五千石、広丘駅（東口）、大宮八幡経由
片丘線 (百寿荘経由コース)	片丘方面／立小路、大宮八幡、百寿荘経由
洗馬線	洗馬方面／桔梗ヶ原、妙義保育園前、旧原口郵便局前、上小センター経由
塩尻東線	塩尻東方面／塩尻東保育園前、みどり湖団地、東支所前、協立病院前経由
みどり湖・東山線	塩尻東、東山方面／高速バス停前、みどり湖団地、東山霊園口経由
宗賀線	宗賀方面／平出博物館前、牧野原、日出塩上経由
広丘駅循環線 (東廻り・西廻り)	広丘、高出、吉田、原新田方面／ふれあいセンター広丘、すみれの丘、ギャザ前、吉田支所、吉田原団地中、歯科大前、広丘駅（西口・東口）経由
中心市街地循環線 (東廻り)	塩尻東、広丘高出方面／協立病院前、中村病院前経由
中心市街地循環線 (西廻り)	宗賀、広丘高出方面／桔梗ヶ原病院前、農協ワイナリー、しおはら小児科皮膚科クリニック、ユメックスアリーナ前、歯科大前、ふれあいセンター広丘経由
塩尻北部線	広丘（高出、吉田）方面／芝茶屋、九里巾、広丘駅（東口）、まつもと医療センター前、吉田支所、ギャザ前経由
榎川線	宗賀、榎川方面／桔梗ヶ原、桔梗ヶ原病院（日中3便のみ）、長泉院前、榎川関所、木曾くらしの工芸館、榎川支所、奈良井駅経由
北小野線	塩尻東、勝弦、北小野方面／金井口、塩尻東保育園前、塩嶺別荘口、善知鳥峠、小野駅経由

ダイヤ改正等により変更となる可能性がございます。詳細については市公式ホームページ又は都市計画課までお問い合わせください。



## 中心市街地の循環バスについて

令和4年度中に「すてっぷくん」から「オンデマンドバス」へ変更となる場合があります。詳細については、市ホームページ又は担当までお問い合わせください。